

行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定、平成18年6月16日一部改正)(抄)

4 総人件費改革の実行計画等

(1) 総人件費改革の実行計画

ウ その他の公的部門の見直し

特殊法人及び認可法人(注1)

(ア) 主務大臣は、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを要請する。

(イ) 各法人の人件費削減の取組は、主務大臣の要請を踏まえ、今後5年間で5%以上の人員の純減又は人件費(注2)の削減を行うことを基本とする。これに加え、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むものとする。また、各法人の長は、これらの内容について人件費削減計画の策定に取り組むものとする。

(ウ) 主務大臣は、法人の予算の認可等に当たり、これらの取組が適切になされているかどうかを厳正に審査する。また、上記(イ)の取組を踏まえ、各法人に対する補助金等を抑制する。

(エ) 各法人及び主務大臣は、各法人の給与水準について、国家公務員との比較(ラスパイレス指数)の公表を行うとともに、本部において取りまとめ公表する。

(注1) 対象法人は、特殊法人等整理合理化計画の対象とされた法人から、同計画に沿って廃止、民営化等及び独立行政法人化のための措置が講じられた法人、共済組合類型の法人として整理された法人、日本放送協会、日本赤十字社並びに特殊会社を除き、放送大学学園及び銀行等保有株式取得機構を加えたもの(ただし、住宅金融公庫にあっては平成19年3月31日までの間は対象とする。)

(注2) 今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)(抄)

(独立行政法人等における人件費の削減)

第54条 特殊法人及び認可法人のうち政令で定めるもの(次項において「対象法人」という。)は、その役員及び職員の数又はこれらに係る人件費の総額について、平成十八年度以降の五年間で、平成十七年度におけるこれらの数又は額からその百分の五に相当する数又は額以上を減少させることを基本として、役員及び職員の数又は人件費の削減に取り組まなければならない。

2 対象法人を所管する大臣は、前項の規定による削減の取組について、必要な指導を行うものとする。

特殊法人の役員の給与について（平成 10 年 9 月 29 日閣議決定）

特殊法人の役員の給与については、「特殊法人等の整理合理化について」（平成 9 年 12 月 26 日閣議決定）第 1 の 5 において定められた方針に従って対処しているところであるが、さらに、現下の厳しい状況にかんがみ、当面、同閣議決定第 1 の 1 にいう特殊法人においては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の指定職俸給表 11 号俸相当額の範囲内で適切に調整することとし、平成 11 年度から実施するものとする。

特殊法人等の役員の給与・退職金等について（平成 14 年 3 月 15 日閣議決定）（抄）

1 特殊法人等の役員の給与及び退職金

- (1) 特殊法人等（日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、士業団体、事業者団体中央会及び共済組合類型の法人を除く。以下同じ。）の役員の給与については、平成 14 年度から平均 1 割程度削減することとし、法人ごとの具体的な削減額は内閣官房長官が別に定めるものとする。
- (2) 特殊法人等の役員の退職金の支給率については、平成 14 年度から現行の在職期間 1 月につき俸給月額 $\frac{36}{100}$ を $\frac{28}{100}$ に引き下げることとし、平成 14 年 4 月 1 日以降の在職期間について適用する。
なお、上記以外の特殊法人等であって、支給率を在職期間 1 月につき $\frac{28}{100}$ 以上としているものにあっても、同様とする。

独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成 15 年 12 月 19 日閣議決定）（抄）

1 独立行政法人

- (3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 15 年 9 月 16 日閣議決定）の 4 に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

2 特殊法人及び認可法人

- (1) 役員の退職金の支給率に関して、平成 16 年以降の在職期間については、1 月につき俸給月額 $\frac{12.5}{100}$ を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会（以下「委員会等」という。）が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。
- (2) 各法人は、上記(1)による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに内閣官房長官に報告する。
- (3) 役員の退職金に関して独立行政法人と同様の制度が採用されている法人については、上記独立行政法人の例によるものとする。
- (4) 各役員の退職金の支給額については、上記 1 (3) に準じて、公表する。

公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成 18 年 10 月 17 日閣議決定）（抄）

3（3）独立行政法人の役職員の給与については、改定に当たって国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

また、特殊法人等の役職員の給与についても、改定に当たって国家公務員の例に準じて措置されるよう対処するとともに、主務大臣の要請を踏まえた人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組につき、必要な指導を行うなど適切に対応する。特殊法人等の役職員の給与等についても、法令等に基づき公表する。

对国家公務員指数の算出方法

1. 比較職種

同種の職種間で給与水準を比較

対象となる全ての特殊法人等

- ・ 法人の「事務・技術職員」と国の「行政職俸給表(一)適用職員」を比較

研究職員が在職する特殊法人等

- ・ 法人の「研究職員」と国の「研究職俸給表適用職員」を比較

2. 比較する給与

年間給与額について比較

(注) 年間給与額とは、公表を行う年度の前年度に支給された給与額(月例給、賞与等の合計額)から、超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当を除いた額

3. 比較方法(对国家公務員指数の算出方法)

比較対象法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、法人に国の給与水準を持ち込んだ場合の給与水準を100として算出(法人基準年齢階層ラスパイレス指数)

(考え方)

$$\frac{\text{法人の年齢別平均年間給与額} \times \text{法人の年齢別人員数}}{\text{国の年齢別平均年間給与額} \times \text{法人の年齢別人員数}} = \frac{\text{法人が現に支給している給与費}}{\text{国の給与水準で支給したと仮定した場合の給与費}}$$

具体的算出例（事務・技術職員を国家公務員と比較する場合）

| | 年齢階層 (歳) | 国（行政俸給表(一) 適用職員) | 特殊法人等（事務・技術職員） | |
|----|-------------|---------------------|----------------|----------------|
| | | 平均年間給与額 (a) | 人員 (b) | 平均年間給与額 (c) |
| 1 | 20～23 | 3,000 千円 | 1 人 | 3,500 千円 |
| 2 | 24～27 | 3,700 千円 | 5 人 | 4,200 千円 |
| 3 | 28～31 | 4,500 千円 | 5 人 | 5,200 千円 |
| 4 | 32～35 | 5,400 千円 | 5 人 | 5,700 千円 |
| 5 | 36～39 | 6,300 千円 | 5 人 | 6,800 千円 |
| 6 | 40～43 | 7,200 千円 | 5 人 | 8,100 千円 |
| 7 | 44～47 | 8,200 千円 | 4 人 | 8,300 千円 |
| 8 | 48～51 | 8,700 千円 | 4 人 | 9,200 千円 |
| 9 | 52～55 | 8,900 千円 | 3 人 | 9,700 千円 |
| 10 | 56～59 | 9,000 千円 | 3 人 | 10,000 千円 |

（注）「平均年間給与額」等の数値は、算出例を示すために作成したサンプルデータである。

【算出例】

特殊法人等が現に支給している給与水準

$$\begin{aligned} & \{(b1 \times c1) + (b2 \times c2) + (b3 \times c3) + (b4 \times c4) + (b5 \times c5) + (b6 \times c6) + (b7 \times c7) + (b8 \times c8) + (b9 \times c9) + (b10 \times c10)\} \div \\ & (b1 + b2 + b3 + b4 + b5 + b6 + b7 + b8 + b9 + b10) \\ & = 282,600 \div 40 \\ & = \underline{7,065} \end{aligned}$$

国の水準で支給した場合の給与水準

$$\begin{aligned} & \{(b1 \times a1) + (b2 \times a2) + (b3 \times a3) + (b4 \times a4) + (b5 \times a5) + (b6 \times a6) + (b7 \times a7) + (b8 \times a8) + (b9 \times a9) + (b10 \times a10)\} \\ & \div (b1 + b2 + b3 + b4 + b5 + b6 + b7 + b8 + b9 + b10) \\ & = 259,800 \div 40 \\ & = \underline{6,495} \end{aligned}$$

对国家公務員指数

$$7,065 \div 6,495 \times 100 = \boxed{108.8}$$